

## 経済再生と財政健全化の両立に向けて

平成 26 年 5 月 15 日

伊藤 元重  
小林 喜光  
佐々木 則夫  
高橋 進

本年度及び来年度の経済財政運営は、「経済再生」と「財政健全化」の両立を中期的に確立していくために極めて重要であり、以下の方向で取り組むべきである。

1. 政府は、本年度の「骨太方針」において、名目 3%程度、実質 2%程度の成長の実現に向けたアベノミクスの 3本の矢の強化・深化を明示するとともに、歳出歳入両面のさらなる改革を具体化すべき。
  - 機動的な財政運営に向け、「好循環実現のための経済対策」の早期執行を確実にするとともに、27年度予算編成に向けた歳出歳入両面のさらなる改革方針を示すべき。
  - 女性や高齢者の活躍、多様な働き方、グローバル化への対応、イノベーション創造等の重要課題について、成長戦略を一段と強化・深化すべき。また、対内直接投資が活発化し、イノベーションが創造される、国際競争力のある「世界で最も企業が活動し易い国」の実現に向けて、法人税改革の方針を明確に示すべき。
  - 日本銀行には、2%の物価安定目標をできるだけ早期に実現することを期待する。
2. 法人税改革は、「経済再生」と「財政健全化」双方の実現のために必要不可欠であり、以下の方針で取り組むべきである。また、年末に向け、双方を実現する観点から、マクロ経済全体で議論することが重要である。諮問会議として法人税改革の議論を継続すべき。
  - 企業が新たな投資や雇用、事業展開を決断するためには中期的な展望が必要。法人税の実効税率について、将来的には 25%を目指しつつ、当面、数年以内に 20%台への引下げを目指すべき。
  - 「税收中立」を考える際には、「どこを基準に中立にするか」が決定的に重要。「負担率が上昇した時点」を基準とした税收中立の改革では経済再生に十分寄与せず。政府の財政健全化の取組の前提となっている予算等（2013年度補正後予算・地財計画、2014年度当初予算・地財計画）における法人税収（国・地方）のレベル<sup>1</sup>を基準として、税收中立の改革を進めるべき。
  - アベノミクスの成果として、実績がこの基準を上回る場合には、その超過分と税收中立の改革による財源を合わせて、法人税率引下げに還元することで、「経済再生」と「財政健全化」の両立を目指すべき。
  - この減税の下で、2015年度のPB赤字半減は可能である。また、経済の好循環の継続をはじめとする経済再生の効果が欠損法人の減少と課税所得の増加を引き続きもたらすと見込まれ、2020年度PBは従前の見通し（内閣府の中長期試算でGDP比1.9%の赤字）から改善されるとみられる。

<sup>1</sup> 2013年度は、国 10.1兆円（補正後予算）、地方 6.8兆円（地財計画）、2014年度は、国 10.0兆円（予算）、地方 7.6兆円（地財計画）。